



保医発第0323001号
平成21年3月23日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年3月23日付厚生労働省告示第94号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬2品目及び注射薬10品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 916	4, 450	3, 147	42	16, 555

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ゴナールエフ皮下注ペン450、ゴナールエフ皮下注ペン900

- (1) 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一章

第2部第2節第1款区分「C101」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- (2) 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算は算定できないものであること。

(参 考)

薬価基準告示

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	エビリファイ内用液0.1%	アリピプラゾール	0.1% 1 mL	95.40
2	ニューロタン錠100mg	ロサルタンカリウム	100mg 1 錠	252.00
3	ゴナールエフ皮下注ペン450	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	450国際単位0.75mL 1 筒	30,473
4	ゴナールエフ皮下注ペン900	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	900国際単位1.5mL 1 筒	60,090
5	ネスブ静注用10 μ g / 1 mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	10 μ g 1 mL 1 筒	3,128
6	ネスブ静注用15 μ g / 1 mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	15 μ g 1 mL 1 筒	4,416
7	ネスブ静注用20 μ g / 1 mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	20 μ g 1 mL 1 筒	5,641
8	ネスブ静注用30 μ g / 1 mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	30 μ g 1 mL 1 筒	7,946
9	ネスブ静注用40 μ g / 1 mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	40 μ g 1 mL 1 筒	10,130
10	ネスブ静注用60 μ g / 0.6mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	60 μ g 0.6mL 1 筒	14,285
11	ネスブ静注用120 μ g / 0.6mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	120 μ g 0.6mL 1 筒	25,521
12	ブスルフエクス点滴静注用60mg	ブスルフアン	60mg 1 瓶	39,542

